

清朝の海関行政について

寺田 隆 信

【要約】「清朝海関史」は、これを二つの時期に大別する事ができる。即ち、前期は、その年号でいえば、康熙・雍正・乾隆・嘉慶の各時代であり、後期は、道光二年（一八四二）、南京条約締結以後の時代が、それにあたる。本編は、この前期にあたる時代の、海関行政、もしくは、海関制度史の素描を試みようとしたものであるが、特に、海関の機構や組織、関税の徴収とその使途などが取扱われ、清朝海関の性格を考えるための二・三の材料を提示しているはずである。 史林 四九卷二号 一九六六年三月

本編は、故安部健夫博士の蒐集になる海関関係史料をもとにして書かれた。故博士は「海関史料」と表記した大学ノート六冊の史料集をのこされた。その第四・五冊は失われて見当らないが、現存する四冊のノートには、聖祖康熙帝から文宗咸豊帝にいたる歴朝の実録、雍正硃批諭旨、清雍正朝関稅史料（文獻叢編）所収）にみえる海関関係の史料が、詳細に書きうつしてある。ただし、そのなかには、大作「米穀需給の研究」や「耗羨提解の研究」の執筆に利用されたと思われる、若干の史料を含んではいるが、その主体は、あくまでも海関史料であって、これらを材料とした、詳細な清朝海関史が構想されていたのであろう。

本編は、この史料集の第一・二冊を整理するとともに、他の諸

史料をも参照しながら、康熙・雍正・乾隆時代における清朝の海関行政、もしくは、海関制度史を、つまり、道光二年（一八四二）、イギリスとの間に締結された南京条約をはじめとする諸条約にもとずいて、広州・厦門・福州・寧波・上海の五港が開放され、更に協定関税の承認などによって、完全に崩壊したとみられる、清朝の海関行政制度の概略を理解するための前提的研究である。したがって、以下に引用する史料のうち、実録・雍正硃批諭旨・清雍正朝関稅史料所載のものは、すべて、右の史料集をつうじてえられたものであること、いうまでもない。もし、故博士在世ならば書かれたであろう論考とはもちろん比較できないが、この貧しい一編を書くことによって、受業の学生の一人として、故博士

を追悼するとともに、後日、積極的に清朝海関史を論ずるための足掛りとしたい。

一 海禁政策と海関

古来、「地大物博」を誇称する中国の歴代王朝政府においては、その主観的意図、もしくは、表面上の口実としては、外国貿易は、洋夷に対する慈恵政策として、つまり、皇帝たる「朕が柔遠の至意」の表現として認識され主張され且つ実践されるのが常態であった。したがって、その外国貿易は、多くの場合、朝貢貿易の形式によって行われて来た。清朝にさきだつ明朝の時代にも、民間に対しては、原則として、厳重な海禁政策が強制され、外国貿易は、もっぱら、朝貢の形式をとって行われたといわれている。^①

この明朝に代って、一六四四年以降、全中国の支配者となった清朝も、入関当初においては、前朝の海禁政策を踏襲し、外国貿易も朝貢貿易として厳しい制限の下に行われたにすぎない。清朝をしてかかる海禁政策を採用せしめた有力な原因としては、入関直後のことでもあり、中国人の反乱と外患がむすびついて、成立間もない政権の基礎をゆさぶられたくないとの配慮があったことは否定できない。しかも、清朝政府は、台湾に拠った鄭成功の勢力を恐れるあまり、順治一八年（一六六一）所謂「遷海令」^②を施行

して、東南各省沿海の住民を、一律に、海岸から三十里離れた内陸地方に強制移住せしめ、海岸地方における人民の居住を禁止する処置をとった。いうまでもなく、商人の往来や漁民の出漁なども固く禁じられたのである。

こうした厳重な海禁政策の実施期における清朝の対外通商関係は、わずかに、伝統的な朝貢貿易という形式をとって行われたにすぎない。即ち、康熙大清會典卷七二朝貢の条によると、朝鮮が毎年一次の入貢を許されていたほか、琉球は二年ごとに一次、安南は三年一次（のち六年一次）、暹羅は三年一次、荷蘭は八年一次（のち五年一次）と、それぞれ入貢の頻度を規定されていたほか、外国使臣は、いずれも、北京に赴いて朝貢の使命をはたしてはじめて、携えて来た貨物の販売を許可されていたのであった。このように、清朝初期の約四十年間は、その対外関係において、みるべきものはほとんどなく、清朝の主たる関心も、もっぱら、国内問題にのみむけられていたということができるかと思われる。しかし、事情はようやく一変して、康熙二十二年（一六八三）、台湾鄭氏の抗清勢力が降服するとともに、遷海令は放棄され、厳しかった海禁政策にも、緩和の萌しが見えはじめて来たのである。康熙二十三年、康熙帝は、令をくだして海禁を解除した。^③海禁政策を解く理由について、康熙帝は、大学士らに対する上諭のなかで、

つぎのようにいっている。

…向令開海貿易、謂於閩粵邊海民生有益、若此二省民用充阜、財貨流通、各省俱有裨益、且出海貿易、非貧民所能、富商大賈、悉遷有無、薄徵其稅、不致累民、可充閩粵兵餉、以免腹裡省分轉輸協濟之勞、腹裡省分、錢糧有餘、小民又獲安養、故令開海貿易、（實錄康熙三三年九月甲子の条）
即ち、海禁の解除→外国貿易禁止令の撤廃は、沿海各省の民生に益するところがあるばかりでなく、その利益は他の各省にもおよび、外国貿易に課税することによって、人民に負担をかけずに国家の財政、殊に、福建・広東地方の兵餉をまかなえとの見透しを、康熙帝がもっていたことを、右の上論は明らかにしているのである。当時、華南地方には、三藩の乱の平定直後のことでもあり、また、鄭氏の殘党に対する警戒の意味をこめて、なおかなりの軍隊を駐屯させておく必要があったと考えられるから、その軍事費を捻出するために、外国貿易への課税が目されたとしても当然であつたろう。また、國富を増殖するために、民間の外国貿易を認めようという積極の見解も、清朝の重臣たちの一部にはやくからもたれていたもようである。たとえば、康熙初年のものと推定できる、慕天顔の請開海禁疏（皇朝經世文編卷二一）であるが、つぎのような一節を、それは含んでいる。

…然銀兩之所由生、其途二焉、一則礦鑛之銀也、一則番船之銀也、自開採既停、而抗治不當復聞矣、自遷海既敷而片帆不許出洋矣、生銀之兩途

並絶、…于此思窮變通久之道、不必求之天降地出、惟一破目前之成例、曰開海禁而已矣、…惟番船之往來、以吾歲出之貨、而易其歲入之財、歲有所出、則于我毫無所損、而殖產交易、餘足以鼓鑿業之勤、歲有所入、則在我日見其贏、而貨賄念通、立可以法貧寡之患、銀兩既以充溢、課餉頗為輻輸、數年之間、富強可以坐致、…

このように、海禁の解除→外国貿易禁止令の撤廃については、当時、国家的にも、社会経済的にも、かなり強い要請があつたことは疑いないが、とりわけ、清朝政府にとっては、外国貿易の公開による関稅收入は、重大な関心の対象であつた。海関の設立は、関稅收入を国家の手に確實におさめるための前提条件であつた。

さて、清朝政府は、康熙三三年、海禁令を解除して対外通商活動を公開すると、ただちに、四ヶ所に海関を設けて、対外貿易を管理するとともに、関稅徵收の機關とした。即ち、康熙会典卷三四関稅の条に、康熙三三年、福建・広東兩省に、滿漢の海稅監督各一員と筆帖式各一員を置いたとあるのは、閩海関・粵海関の設置を示すものであり、また、翌二四年、江南・浙江兩省に、同じく滿漢の海稅監督各一員と筆帖式各一員を設けたというのは、江海関・浙海関の設置をつたえる記載である。そして、この四海関が清朝旧海関の全部であり、南京条約締結以後に新しく設けられた海関→洋関とは區別さるべきものとして、本編においては、これら四海関が考察の対象となるが、主題である海関制度を述べる

にすぎだつて、海禁解除以後における、清朝の対外通商活動に対する態度について、概説しておきたいと思う。

前述のとおり、康熙二十三年、海禁令が解除されるとともに、対外通商活動は公許されたわけであるが、それは、必ずしも、無制限の許可であつたのではない。たとえば、乾隆会典則例卷一一四兵部・海禁の条によると、康熙二十三年には硝磺・硫黄・軍器・樟板の、同四七年には米穀の、雍正九年には鉄鍋の、乾隆一四年には銅の輸出が禁じられているし、更に、康熙会典卷三四関税の条には、つぎのような一条がみえている。

(康熙)二十三年覆准、福建広東、許用五百石以下船隻、出海貿易、地方官登記人数、船頭格考、給発印票、令防守海口官員、驗票放行、撥船巡哨、如有雙桅八槳五百石以上大船、出洋夾帶禁物、及文武官借端需索者、俱從重治罪、

つまり、船舶の大きさ、積載物質について制限があり、出洋には官憲の確認を必要としていたのである。また、康熙五六年から約十年間、中国商船の南洋への出航と中国人の海外渡航は、全面的に禁止されていた。

(康熙)五十六年覆准、商船、除在沿海省分及東洋貿易外、其南洋之呂宋・噶喇巴等處、不許前往、(乾隆会典則例卷一一四兵部・海禁の条)

この禁令は、福建・広東両省については雍正五年に、浙江・江南両省に対しては雍正七年に、それぞれ解除されているが、この

禁令の施行とともに、呂宋・噶喇巴方面からの中国人の総引揚げが行われ、約二千人が帰国したということである。^⑥

このように、清朝政府が、もっぱら治安維持の必要から発したと思われる、様々の制限を加えたにもかかわらず、中国の対外通商は、海禁令の解除以後、次第に活潑となった。その事は、別表に示す、来航船隻数や海関税の徴収額などによって、これを裏付ける事ができる。そして、設けられた四海関のなかで、最も重要な位置にあつたのが、広州の粵海関であり、ヨーロッパ及び南洋諸国との交易が、主として、こゝで行われていた。

ところが、広州に赴くべき外国商人、殊に、イギリス商人のなかに、粵海関における不法の誅求をさけるため、福建や浙江地方に北上して貿易を求める者が増えて来たので、清朝は、この事態を重視し、浙海関及び閩海関の関税を高くするなどの処置^⑦をとる一方、遂に、乾隆二十二年、対外貿易を広州一港に制限し、他の三海関を外国にむかつては閉鎖するにいたつた。乾隆帝は、乾隆二一年から翌二二年にかけて、再三、上諭をくだしているが、乾隆二二年一月の上諭によって、この問題に最終的決定を与えたのである。

諭軍機大臣等、自以仍令赴粵貿易為正、本年来船、雖已照上年則例辦理、而明歲赴浙之船、必當嚴行禁絕、但此等貿易細故、無煩重以綸旨、

可伝論(閩浙總督)楊心瑛、令以已意曉諭番商：(実録乾隆二十二年一月戊戌の条)

乾隆帝としては、かかる細事にわずらわされるのをきらって、全面的な海禁を再度実施しなかったのではないかと想像できる。上諭の内容であるが、それを強行することは不可能にちかかった。のちに示すように、関税収入の国家財政に占める位置を考えれば、乾隆帝のこの処置は当然であったといわなければならぬ。かくて、乾隆二十三年以降、道光二十二年(一八四二)、南京条約によって廣州・上海などの五港が開かれるまで、八五年間、清朝治下の対外貿易は、廣州を唯一の窓口とする体制が確立するわけであるが、外国商船、特に、イギリス商船は、なおも浙江地方に來航する事をやめなかった^⑧ので、清朝は、乾隆二十四年の末、更に、防範外夷規条を施行して、外国商人の取締りを強化するとともに、その貿易活動をも規制する事になった。

実録乾隆二十四年二月戊子の条によると、兩広總督李侍堯が立案し、軍機大臣らの議覆をへて施行が決定した防範外夷規条とは、つぎのようなものであった。(一)外国人は廣州において冬をすごしてはならない事。(二)外国人は廣州において必ず行商の家屋に居住する事。(三)外国人は中国人に資金を貸したり、中国人を奴僕として使役してはならない事。(四)外国人は人を雇って通信してはなら

ない事。(五)外国商船の碇泊する場所には官兵を派遣して取締る事。——これらの規定は、かなり忠実且つ嚴格に施行されたらしく、外国商人の通商活動は、これによって、重大な規制をうけたであろう事は、いうまでもない。

以上が、清朝の対外通商に対する態度と、それにもとづく具体的処置の概略である。粵海関をはじめとする四つの海関は、こうした清朝政府の方針にそって設けられ、対外貿易を管理するとともに、関税徴収機関の役割になったのであるが、その性格について、特に指摘しておかねばならない事がある。即ち、清朝の海関は、制度上、常関(税関)のなかに含まれ、対外貿易の管理乃至徴税の機関として、特別の位置におかれていなかった事実である。康熙会典をはじめとする各行政法典には、常関は、戸部所属のもの(戸関)と工部所属のもの(工関)とに大別されているが、粵海関などの四海関は、いずれも、戸部に所属する事が明記されており、国内通商を対象とする税関と対外貿易のための税関(所謂海関)とは、清朝の制度では、全く区別されていなかったとみられるのである。したがって、この点に注目するならば、清朝の海関は、その国内税関がそうであったように、明朝の遺制である鈔関の系統をひく機関であり、唐宋以来、中国の伝統的な対外貿易の管理官庁であった市舶司の系列につながる機関ではない事に

なり、その意味からすれば、紀昀らの歴代職官表卷六二関稅各差の条に、各直省関稅監督を市舶使の流れをもくむ官であるかのよ
うに記しているのは、必ずしも、正しい扱いはないといえるか
も知れない。

それはさておき、清朝の行政制度は、所謂海関と他の国内税関
とを区別しておらず、両者は全く同じ性格をもつ機關であった。

この事實は、清朝海関史を論ずる場合、見逃してはならない重要
ポイントであると考えられる。とするならば、粵海関をはじめと
する四海関を、他の常関から分離して、特別の研究対象とするの
はいかがかという事になるであろうが、以下においては、康熙・
雍正・乾隆期における中国の対外貿易に対する理解をふかめると
いう目的のためもある、この事實は一応考慮の外において、粵
海関など四海関の制度史だけを論じている。はじめに了承をえて
おきたいと思う。

二 海関の機構と組織

前述のとおり、康熙二三年における閩海関と粵海関の、翌二四
年における江海関と浙海関の設置によって、清朝の対外貿易管理
と海関稅徵收体制は完成するが、これら四海関については、粵海
関が「粵海関志」^⑧をもつのを除くと、具体的な史料に乏しく、そ

の実態を正確に把握する事は難しい。たとえば、各海関の設立年
次は明らかではあるが、設置場所の詳細については、それを確認
するにたる史料の存在は知られていない。後に引用する二・三の
史料のほか、いかなる具体的史料によったか不明であるが、黃序
鶴氏の著わす「海関通志」(一九一七年刊)の第一章海関沿革・第
三章各海関分志の各章に、粵海関は広州の澳門に、閩海関は漳州
に、浙海関は寧波に、江海関は、はじめ江南の雲台山(在鎮江城
西門外)に置れたが、のち上海市南市にあった明代の税関の旧址に
うつされたところがあるのが、参考になる程度である。^⑩

このように、清朝海関の制度史を叙述するについて、具体的な
史料に乏しい現状にあつては、「粵海関志」の存在は非常に貴重
であるといわざるをえない。そこで、便宜的に、粵海関を海関の
代表例とみなし、その機構と組織を考察する事をつうじて、清代
における旧海関の制度史的側面に接近するという方法をとりたい
と思う。

粵海関。台湾鄭氏平定の直後、二十数年来の海禁を解除する具
体的措置として設けられた四海関の一つで、開設の時期は康熙二
三年である。粵海関志卷五口岸の条には、その主管者たる粵海関
監督の衙門の所在について、つぎのように記している。

謹案 大関在広東省城五仙門内、康熙二十四年、以塩院旧署改建、監督

至則居此、銀庫吏舎並在焉、别有監督行署、在広州府香山縣澳門、
 更に、同志卷五及び卷六の口岸の条によると、管轄の各口岸に
 は、それぞれ機能上の区別があり、正税を徴収するための口岸三
 一、稽查に任ずるための口岸二二、掛号のための口岸二二があっ
 たというが、その主要なものの機能と所在は、つぎのとおりであ
 る。

総巡口 掛号口 広州府南海県付城
 行後口 稽查口 広州府南海県付城
 東礮台口 掛号口 広州府番禺県付城
 西礮台口 掛号口 広州府南海県付城
 仏山口 掛号口 広州府南海県
 黄埔口 掛号口 広州府番禺県
 虎門口 掛号口 広州府東莞県
 紫泥口 掛号口 広州府番禺県
 市橋口 掛号口 広州府番禺県
 鎮口 掛号口 広州府東莞県
 江門口 正税口 広州府新会県
 澳門総口 正税総口 広州府香山県(所屬口岸四)
 烏坎総口 正税総口 惠州府陸豊県
 神泉口 正税口 潮州府恵来県

甲子口 正税口 惠州府陸豊県(所屬口岸二)
 汕尾口 正税口 惠州府海豊県(所屬口岸二)
 平海口 正税口 惠州府帰善県(所屬口岸一)
 墩頭口 掛号口 惠州府帰善県
 靖海口 正税口 潮州府恵来県
 菴埠総口 正税総口 潮州府海陽県(所屬口岸三)
 潮陽口 正税口 潮州府潮陽県(所屬口岸三)
 澄海口 正税口 潮州府澄海県(所屬口岸二)
 東隴口 正税口 潮州府澄海県(所屬口岸一)
 府税館口 正税口 潮州府城
 黄岡口 正税口 潮州府饒平県(所屬口岸一)
 北礮台口 正税口 潮州府揭陽県
 梅菴総口 正税総口 高州府吳川県
 水東口 稽查港口 高州府吳川県
 碣州口 稽查港口 高州府吳川県
 芷字口 掛号口 高州府吳川県
 暗鋪口 掛号口 高州府石城県
 両家灘口 正税口 高州府石城県
 陽江口 正税口 肇慶府陽江県
 海安総口 正税総口 雷州府徐聞県(所屬口岸六)

雷州口 正税口 雷州府海康県（所屬口岸二）

廉州口 正税口 廉州府合浦県（所屬口岸一）

欽州口 正税口 廉州府欽州

海口総口 正税総口 瓊州府瓊山県

舖前口 正税口 瓊州府文昌県

清瀾口 正税口 瓊州府文昌県

沙老口 正税口 瓊州府会同県

楽会口 正税口 瓊州府楽会県

万州口 正税口 瓊州府万州

儋州口 正税口 瓊州府儋州

北黎口 正税口 瓊州府感恩県

陵水口 正税口 瓊州府陵水県

崖州口 正税口 瓊州府崖州

つまり、粵海関所屬の各口岸は、東は潮州から西は廉州まで、

海南島をも含む地域に散在しており、したがって、粵海関の管轄

範囲は、広東省の沿岸をすべてカバーしていたとみてさしつかえ

なく、関税の徴収、奸宄の稽査、出入する商船もしくは貨物の登

録などが、その任務として課せられていた事が知られるのである。

そして、粵海関志によると、まず、虎門口を、ついで澳門口を重

要口岸にあげており、実録乾隆一五年一二月の条にみえる、両広

総督兼協理粵海関事務陳大受の上奏には、大関・澳門・甲子・潮州・梅菘・海安・海口の七処を緊要の口岸に数えている。

ところで、他の三海関については、前述の理由により、粵海関のようになわけにはゆかないが、それでも、海関衙門や口岸について少しは明らか事もある。たとえば、乾隆会典例卷四八関税下の条には、康熙三四年、浙海関の衙門を寧波府に、海関衙署と紅毛館を定海県に設けたとある。また、実録乾隆一十九年七月己丑の条、江蘇巡撫莊有恭の上疏によると、通州の任家港に、江海関に屬する口岸があったという事である。ついで、実録乾隆一一年一月（日付不明）、福建巡撫陳大受の上奏には、閩海関の口岸として、南台・厦門・泉州・涵江・銅山・宣德などの名がみえており、実録乾隆三二年二月（日付不明）、福建將軍兼管粵海関事福福の上奏にも、閩海関所屬の口岸として、南台・涵江・泉州・厦門の名があげられている。史料的に確認しうる口岸の数は多くないが、浙海関・江海関・閩海関も、粵海関と同じような機構と組織をもっていたのであろう。嘉慶会典事例卷一六戸部・貴州清吏司の条に記録されている、これら三海関の所屬口岸は、つぎのとおりである。^⑩

江海関：大関・劉河・吳淞・七了・白茆・徐六涇・福山・黃田・瀾港・黃家港・孟河・任家口・小海口・呂四石莊・施趙

河・新開河・当沙頭・滌欠口

浙海関 大関・古窰・小港・湖頭渡・象山・滙海・頭田・乍浦

・家子口・江埠・白橋・温州・瑞安・平陽

閩海関 南台・厦門・泉州・涵江・安海・銅山・石碼・閩安

鎮・寧徳・沙埕・福寧・白石司・劉五店・雲霄・詔安・旧

鎮・楓亭・江口港尾渡

さて、これら各海関の主管者が所謂「監督」である。そのうち、

粵海関監督は Hoppo の名によって外国人に知られ、外国文献にも、屢々あらわれてくる。康熙二三年、閩海関と粵海関が設けられると同時に、滿漢の監督各一員が置かれ、康熙二四年、江海関と浙海関が設けられるとともに、滿漢の監督各一人が置かれた次第は前述のとおりであるが、この滿漢各一人づつの監督任命の制度は、康熙二八年の上諭をもって廢止され、以後、各海関の監督は一員しか任命されなくなった。監督は、はじめ、各部院から派遣される一年交替の欽差官(「関差」であつたが、そのうち、粵海関監督は、役得の豊溢をもつて天下第一の美缺を謳われ、事実上、天子個人の家人である内務府直轄の旗人「包衣」の独占するところであつたらしい。清国行政法第一卷下二〇一頁には、粵海関監督を内務府包衣缺の一つにあげて、つぎのようにいっている。

…就中收入多キ差官トシテ人々ノ鑽營スルモノハ江寧・蘇州・杭州ニ於

ケル織造並ニ滄暨関・淮安宿遷関・粵海関等ノ監督トス此等ノ諸官ハ内務府派遣ノ故ヲ以テ督撫ト對等ノ交際ヲ為シ其拘束ヲ受ケスコト辯リテ私ヲ營ムコト尤モ甚シク：

ちなみに、粵海関志卷七設官の条に付載する職官表によつて知りうる、康熙・雍正から乾隆初年にかけての粵海関監督四十数名のうち、三十三種清代伝記綜合引得により、伝記の存在を確認できる九人の出身を調べてみると、つぎの結果がえられる。

康熙二六 觀音保 滿洲正黃旗人
 康熙二八 舒恕 滿洲正白旗人
 康熙三〇 龔翔麟 浙江仁和人
 康熙三一 陳學夔 福建侯官人
 康熙三九 薩哈連 滿洲鑲黃旗人
 康熙四〇 費揚古 滿洲正白旗人
 康熙六一 薩克素 滿洲鑲藍旗人
 雍正 二年希堯 漢軍鑲黃旗人
 雍正三〇 楊文乾 漢軍正白旗人

これによると、粵海関の監督は、必ずしも、はじめから、内務府包衣缺であつたわけではなく、一般の漢人でもこれに任せられる事があつたようである。しかし、九人のうち、七人までが旗人というのは普通ではない。そのうち、雍正年代の年希堯と楊文乾

とが兼任監督であつた事を考慮しても、なお、七人のうち五人が旗人という事になる。この事実から考えて、粵海関監督が包衣缺となる可能性は、設置当初から濃厚にあつたとみてよいであろう。ごく初期の時代には、旗人以外の者も任命される事があつたが、内務府に属する旗人の任命が多く、やがて、一般には、包衣缺とみなされるようになったというのが、粵海関監督が包衣缺となる過程であつたのであろう。

ところで、粵海関監督が包衣缺と認められるにいたる過程は、それ自体としても、興味ある研究テーマとなるはずであるが、そうした一種の慣行が何時頃成立したか、この事を傍証する二、三の史料を紹介しておきたい。まず、実録雍正二年二月丙午の条にみえる、各省の関差及び塩差の各官に対する上諭であるが、そのなかに、とくに、旗員の注意を喚起した部分があるのによつてみると、これらの官に旗人が任命される事がかなり多かつたのではないかと想像できる。ところが、時代をくだつて、実録乾隆二二年八月丁卯の条、軍機大臣らへの上諭のなかに、粵海関の例にならつて、定海関（浙海関）の関務を内務府の旗人に管理せしめようとの考えが、はっきりとうちだされている。

…将来定海一関、即照粵関之例、用内府司員、補授寧台道、督理関務、

即ち、当時、粵海関監督には旗人のみが任命されるようになっていた事が、この上諭の一節からうかがえるのである。そして、右の上諭は、前述のような、粵海関における法外の収奪をのがれて、外国商船が浙江地方に來航するのにそなえて、定海関の体制を整備する方策を指示したものであるが、粵海関の事例に習熟せるのゆえに、特旨をもつて、両広総督から浙閩総督にうつり、その処理にあたる事になつた楊応鼎もまた、「内府司員を用いて関税を督理せしめられんことを請う」^⑩ている。定海関の監督を兼務する寧台道にも、やがて、内務府の旗人が任命されるようになったはずである。粵海関の場合には、関差監督であつたのに対して、定海関の場合には、管関道台であるという差はあつたにしろ、事態のもつ意味においては、変りがあるわけではない。

これらによつて知られるとおり、粵海関監督は、乾隆二〇年頃までには、すでに内務府包衣缺の一つとなつていたはずであり、他の海関の管理者にも、旗人の任命が多くなつたのではないかと考えられるが、この事は、清朝の海関行政の最大の特徴といつてもよい。つまり、国家財政にかなりの比重を占めつた定海関の管理者、しかも、最も重要な税関の一つとみられる粵海関の監督を、天子個人の家人「奴僕と意識されている内務府の旗人の独

占にゆだねたのである。それは、旗人に対する経済的な優遇の処置であったかも知れないし、また、関務を重視するあまり、天子に最も親しい者だけが任命されたのだという解釈もありうるであろうが、とにかく、それによって、海関行政にさまざまな影響があらわれたのは事実であった。たとえば、天子との私的関係をもつ旗人たちが、一般の官僚機構の枠外にあって、永久的に関務を管理するのであるから、そこにさまざまな弊害がおこったであろう事は、容易に想像できるところである。屢々問題となるような海関業務の腐敗の最大の原因は、恐らく、この事と無関係ではなかったはずである。

ところで、康熙につづく雍正時代には、各監督の専任制は中止され、地方官の兼管制が実施されている。香坂昌紀氏の最新の見解によると、これは、関税の侵欺私得を意図する関差の通弊を是正するための雍正帝の処置であったようであるが、粵海関の事例からみてみよう。

粵海関監督の専任制は、まず、雍正元年、広東巡撫年希堯が監督を兼務する事によってやぶられた。^④年希堯は翌二年まで在任するが、雍正三年から六年にかけては、同じく広東巡撫楊文乾が監督を兼務しているから、兼管制はひきつぎ実施されていた事になる。そして、雍正七年に、専任監督制が再び採用されているが、

以後、再三にわたって兼管制の復活が試みられ、総督・巡撫・將軍らが関務を兼管している。たとえば、乾隆八・九兩年に、広州將軍策楞が監督を兼任し、両広総督に昇進後も、彼がひきつづいて兼管していたのは、その好例である。^⑤しかし、やがて、乾隆一五年になると、その職責の重要性の故に、専任監督制に復帰し、総督とともに、税務を題報すべき事が定められた。^⑥また、乾隆五七年には、監督の責任が強化されるとともに、総督や巡撫に対しても、毎月、関務の逐行状況を戸部に報告する責務があたえられている。^⑦このように、粵海関における専任監督制の復活は、総督や巡撫の関務に対する責任分担ともなっているので、必ずしも、康熙時代の旧制の復活を意味しないはずであるが、以後、嘉慶・道光年間にかけて、粵海関の業務は、こうした責任体制によって管理されていったのである。

ついで、他の三海関監督についてみれば、これら監督もまた、粵海関監督と同じく、はじめは一年交代の欽差官であったようであるが、康熙五九年以降、江海関は江蘇巡撫の、浙海関は浙江巡撫の兼管にあらためられており、^⑧閩海関においても、乾隆三年以降、関務は閩浙総督あるいは福州將軍の兼管するところであった。^⑨こうした兼管制の実施について、粵海関志は、その大略をこのように記している。

：我朝釐定関樞、官制有兼管、有簡充、天下海関、在福建者轄以將軍、在浙江江蘇者轄以巡撫、惟廣東粵海、專設監督、誠重其任也：（粵海関志卷七設官）

これら三海関における監督の兼管制の実施を、具体的な史料によつてみると、まず、江海・浙海兩関について、清雍正朝関稅史料一〇輯（以下、史料と略称）にみえる、雍正三年八月一日付、江蘇巡撫張楷の上奏文には、彼が巡撫に着任した同年四月二八日以来、江海関の稅務を、蘇松道副使朱一鳳に代理掌管せしめてゐるといつており、雍正一三年六月四日付、李衛の奏摺（雍正硃批諭旨）にも、江・浙兩海関にはそれぞれ專管の道員があるといつてゐる。また、実録乾隆二年三月辛亥の条、總理浙江海塘兼管總督巡撫事務曾筠の上奏には、浙江海関の稅務は寧紹台道王坦に委して管理せしめつつあるといひ、実録乾隆四年一二月丁丑の条にも、安徽巡撫孫國璽の上奏に対して与えられた勅旨として、浙江・江海等関の監督は当該巡撫に兼管せしめよと記してゐる。

一方、閩海関については、雍正七年正月二五日付、劉世明（硃批諭旨）の奏摺に、閩海関の稅務は巡撫の兼管するところであり、その実務は、更に地方官をして管理せしめる事が勅令によつて認められてゐるとあり、実録乾隆元年正月戊午の条には、海関稅務を巡撫に兼管せしめたいといふ福建海関監督準泰の發議に対する

勅令として、總督に管理せしめよとあるほか、実録乾隆元年六月甲子の条にも、閩海関の稅務を興泉永道に命じて管理せしめる議が決定した事が記録されている。また、実録乾隆三年八月の条によると、福州將軍隆昇が閩海関の関務を兼理せしめられており、同じく乾隆三年九月癸亥の条にも、閩浙總督郝玉麟に対して、事務の繁多を理由に、兼管すべき関務を福州將軍隆昇に命じて管理せしめよとの上諭がある。福州將軍が閩海関の稅務を兼管する慣例は、この頃からはじまるらしい。即ち、実録乾隆八年七月・同一一年四月・同一一年九月戊午の各条によれば、当時、福州將軍新柱が閩海関の稅務を兼管していた事が明らかであり、更に実録乾隆一四年九月辛未の条によると、新柱の離任後、鄂廷相が署理すること数ヶ月にして、現在の馬爾拜（福州將軍兼管閩海関事務）へとバトン・タッチがおこなわれた事が知られる。くだつて、実録乾隆四四年五月丙午の条には、つぎのような上諭がみえる。

又諭、福建將軍、管理閩海関事務、其所屬各口岸、向係將軍派人、稽查分管、：

閩海関の稅務を福州將軍が兼管する慣行が存在した事は明らかであらう。

このように、各海関の主管者である「監督」については、專任制と兼管制があり、そのポストは、粵海関監督のように、事実上、

特定の人々の独占するところである事もあったが、監督、あるいは、兼管を命じられた地方官（総督・巡撫・道員・將軍など）の下にあって、実際の徴税や稽查の事務にあたったのは、彼らの家人か、より下級の地方官かであった。その証拠は、前掲実録乾隆四四年五月丙午の条であるが、光緒会典事例卷一〇六吏部・処分例にも、こんな記載がある。

嘉慶十七年諭、各口征收稅課、例有分設口岸、該監督等、向來止派家人長隨、前任分駐、率同書役徵收、其中實難免串通隱漏以多報少等弊、
監督あるいはその兼管者が、自己の家人もしくは親信の人を派遣して各関の實務を処理せしめたというのは、たとえば、歴代の天子が、その家人である内務府の旗人だけを、粵海関の監督に任命したのと、原理を同じくするわけで、ここにも、清朝海関行政の特色を認める事ができるはずである。なお、監督の委任をうけて實務を担当した存在として、公行とよばれる独占の特許商人があるが、これについては、ここで触れる事をしない。

三 海関税の徴収とその使途

清朝の海禁令撤廃と、それにもなう海関設置の主要なねらいが関税の徴収にあった事は、すでに言及したとおりである。いうまでもなく、清朝の財政収入の根幹をなすものは地丁銀であるが、

関税収入もまた、塩課とともに、その重要な財源であった事は、百瀬弘氏の作製にかかる、つぎの表によって明らかとなる。即ち、清朝前半期における、地丁銀・塩課・関税の、国家歳入に占める地位は、つぎの如くであった。

年次	地丁銀(万両)	塩課(万両)	関税(万両)
1653年(順治10)	2.128(87%)	213(9%)	100(4%)
1685(康熙24)	2.727(88)	276(9)	120(4)
1725(雍正3)	3.007(86)	443(13)	135(4)
1753(乾隆18)	2.938(73)	701(17)	430(10)
1766(乾隆31)	2.991(73)	574(14)	540(13)

ただし、この関税の項には、前述のような制度上の問題と関連して、当然、国内関税をも含めた数字がかかげられているはずであるから、海関税はその一部を占めるにすぎないが、この表においては、地丁銀が耕地開墾の頭打ちや盛世滋生人丁の設定にもなう定額化などによって、大幅な伸びを示していないのに対し、塩課や関税は増収の傾向をみせている事が指摘できるはずである。つまり、塩課や関税の国家歳入における重要性は、漸次、増大しつつあったというわけである。そして、清朝前半期の財政状況は、概して黒字であった。

清代の関税は、国内関税と海関税とからなっていたと、一応の区別をつける事ができる。前者は、内地の水陸の要衝に

設けられた税関において、後者は、粵海関などの四海関において、それぞれ徴収された税であるが、ただし、その徴税内容は、全く同じで、貨税と船鈔とからなり、兩者の間に相違があったわけではない。貨税とは、通過する貨物に対してかけられる従量税であり、船鈔とは、船舶の種類または大小にもとづいて課せられる税（一種の噸税）であるが、この事実によつてても、国内税関と海関とを、制度的に区別しなかつた清朝の基本的立場がうかがえるというものであろう。

このように、海関税は、本来、国内税関と同じ性質の課税であるが、その課税については一定の規程があり、徴税の定額も各関ごとに定められていた。また、各海関によつては、課税物資の種類や税率に若干の相違もあった。たとえば、江海関の徴税規程について、乾隆会典則例卷四七関税上の条には、つぎのようにみえている。

凡商販内地貨物出洋、及販外洋貨物進口者、按斤定箇件連副雙隻条把包篋、木按根按捆、板按塊科稅、船料、每出洋科稅一次、梁頭一丈以外至二丈、每尺徵銀一兩、二丈以外、每尺二兩、貿易捕魚船、每年徵收二次、梁頭一丈以內、每尺徵銀一錢五分、一丈以外、每尺二錢五釐；

つまり、輸出入の物資に従量的に課税する（貨税）とともに、船舶に対しても、その梁頭（船腹の幅の尺度に依りて）課税した（船鈔）事が知られるわけであるが、同じ会典則例には、閩海関

の場合について、このように記している。

凡商船出洋及進口各貨、按斤科稅者為多。有按定件条把箇篋、各箇其物、分別賞賤徵收、船稅、按梁頭丈尺、梁頭闊七尺以外作五尺二寸、八尺以外作五尺四寸、九尺以外作五尺六寸、一丈以外作五尺八寸、丈二尺以外作六尺四寸、丈四五尺以外作六尺八寸、丈六七尺以外作七尺五寸、丈八尺作八尺、繫南台厦門泉州瀕江四口各号海船、每尺科稅銀五錢、一年兩次徵收、至各泉小商漁船、僅在本地質捕、除照海船梁頭減折丈尺外、每尺徵銀三錢至五錢、內有一年兩次徵收者、有一年一次徵收者、…

貨税の徴収について、細則が明らかでない事は江海関の場合と同様であるが、船鈔の徴収細則については、江海関のそれよりかなり複雑であった事が知られるはずである。また、繁を厭つて列記する事をしないが、浙海関についても、事情はほぼ同じで、貨税と船鈔が徴収されているが、各海口ごとに施行細則が異つていた事が、乾隆会典則例卷四七関税上・浙海関の条にはみえている。そして、同書の、粵海関についての記載によると、その徴税細則は更に詳細である。

凡商船出洋進口各貨、按斤科稅者為多、有按丈定箇件者、各因其物、分別賞賤徵收、船稅、東洋第一等大夾板船、長七丈四五尺、闊二丈三四尺、長闊相乘、得十有八丈、徵稅銀千四百兩、第二等夾板船及烏白艚船、長七丈餘、闊二丈二尺、長闊相乘、得十有五丈四尺、稅千一百兩、第三等、長六丈餘、闊二丈餘、長闊相乘、得十有二丈、稅六百兩、第四等、長五丈餘、闊一丈五六尺、長闊相乘、得八丈、稅四百兩、西洋一等二等

三等來板船、均照東洋船例徴収、本省出洋差各外國等大船、分為四等、一等濶二丈二尺長七丈三尺以上、每丈徴銀十有五兩、二等濶二丈長七丈以上、每丈十有三兩、三等濶一丈八尺長六丈以上、每丈十有一兩、四等濶一丈六尺長五丈以上、每丈九兩、…

粵海関における船鈔の徴収は、さきの三関よりは複雑で、船の長さと同さを掛けた數値を基準にした事が知られるとともに、船の大きさによるだけでなく、その国籍によつても、徴収の方法がちがつていた事が理解できるはずである。

ところで、この船鈔の徴収について、外國人の記録するところは、つぎのようである。即ち、H. B. Morse によると、一八一〇年(嘉慶一五)廣東に入港したあるイギリス商船(長さ七九・九キュービット・九七フット四インチ・濶さ二五・五キュービット・三二フット一インチ)が支払つた船鈔は、つぎのような複雑な計算の結果、えられたのだという事である。

$$\frac{79.9 \times 25.5 \times 7.77 (\text{兩})}{10} = 1387.283$$

計算の答そのものは少し間違っているが、とにかく、一三八七兩余の銀貨を支払うわけであるが、二〇%の控除があつて、船鈔として、支払われたのは、つぎの金額であつた。

$$1387.283 - (1387.283 \times \frac{20}{100}) = 1109.826$$

前半の部分は、会典則例に「どう」と「どう」と、計算の方法において

は一致するが、後半の二〇%控除については、中國側の記録にはみえない。そして、馬蹄銀への両替の手数料(七パーセント)七十七兩六錢余を加えた一千一百八十七兩五錢余が、支払われた金額であつた。

以上のように、海関税、就中、船鈔の徴収規定は知りえたとしても、もう一方の貨税については、会典則例は多くを記載しない。それについて最も詳しいのは戸部則例である。卷五四には江海関の、卷六二には閩海関の、卷六四には浙海関の、卷六八には粵海関の税則が記されているが、その一々を紹介する必要はなからう。戸部則例には、徴税の対象となる貨物と税率を列挙しているが、出口税と進口税の区別は明記していないところをみると、この税は一種の通過税と認められていたのではないかという事実を指摘するにとどめる。この点は、清朝の海関が、現在いうところの海関とは、少しく趣を異にする機關であつた事を立証するための、一つの材料となるはずである。

貨税の徴収については、まだ別の史料がある。貿易の主たる相手國であつたイギリス側の記録であるが、その一つには、輸出と輸入を區別して、それぞれつぎの数字が記載されている。

広幅織物	10キュービット(141インチ)ニツキ	0.50両
細幅織物	〃	0.50
Perpetts	〃	0.15
セル・シヤロン織	〃	0.15
Camblett	〃	1.00
鉛	1ピクルニツキ	0.30

生糸	糸布	(120~160両)1ピクル	1.80両
絹	香	(250~350両) 〃	2.20
麩	草	(13両)1カタイ	0.20
薬	黄	(1.50両)1ピクル	0.10
大	銅	(10~18両) 〃	0.10
	糖	(11~12両) 〃	0.40
	茶	(1.20~2.30両) 〃	0.10
砂	鉛	(25~50両) 〃	0.20
皿		(3.90両) 〃	0.30

即ち H. B. Morse: The Chronicles of the East India

Company trading to China 1635~1834. Vol. 1 Page 93.106 に

みえる数字であり、上表がイギリス側からみた輸出品の、下表が同じく輸入品に対する課税率で、ともに、一六九八年(康熙三〇)という、比較的好い時期のものであるとの事である。中国側の輸出貨資として、生糸・絹布・茶などの品目がみえているのに注目したい。

この船鈔と貨税とは、所謂正税であるが、その上さらに、額外

の加徴があった。曰く火耗、曰く規礼、曰く陋規、曰く盈余、その名目はいろいろあったが、その数量は、正税とほぼ匹敵するくらいに額にたつる事があった。たとえば、雍正五年閏三月一日付、楊文乾の上奏(史料二輯)によると、粵海関において、来航した洋船七隻から正税四万三千七百五十両を徴収するとともに、羨余銀四万八千余両をえたところがあるが、これにつづけて、

查、粵海関陋規甚多、臣先持書役蕭称繳官公費需索商民陋規銀一万餘兩情由、查出事除、奏明在案、此外尚有分頭担頭標頭等項、係管関衙門陋規、相沿已久、：

と述べて、正税以外に徴収される陋規が如何に多く、且つその習慣の如何に久しいかについて言及している。また、雍正五年四月四日付、鎮海將軍署理福建巡撫毛文銓の奏摺(史料一〇輯)には、閩海関において、雍正四年正月二十七日より翌五年正月二十六日にいたる一年間に徴収した正税六万六千五百四十九両余に対し、同じ期間にえた盈余銀は五万五千四百余であったともいっている。

更に、前掲の、Morse によって記録された船鈔の徴収に関する史料によると、公式の計算にもとづく一千一百八十七両五錢余の金額に、つぎの各項目が加えられ、同船が最終的に支払ったのは、三千二百七十八両四錢余であったという事である。

監督への謝金(二〇パーセント) 一一八両七錢余

税関吏への謝金 (二パーセント) 二二両一錢余
 贈物 到着の謝金 一〇八九両六錢余

出発の謝金 五一六両五錢余

慈善事業への寄付^④ 一三二両

船上の二人の荷おろし監視人へ一五〇兩

他の種々の謝金 五二両四錢余

衡量の差額 九兩三錢余

つまり、正規の税額にくらべてほぼ二倍にもあたる金額が、さまざまな名目のもとに徴収されていたわけである。

こうした慣行は、来航する外国商人の最も苦痛とするところであり、また、理解できない事でもあった。清朝政府も、これが税関吏の腐敗に関係する事をおもんばかって、屢々これを禁止したが、あまり効果はあがらなかったようである。一八世紀の末期、乾隆末年頃から、イギリス政府が使節団を中国に派遣して、かかる不合理な通商状態を改善しようと企てたのも、無理からぬ事であった。Morse は別著 The International Relations of the Chinese Empire, Vol. 1, page 308 において、'貨税についても正規の税率と実際の課税率の関係を、つぎのように表示している。

		旧税率		新税率
		公式税率	實際税率	
原棉	1ピクル	0.298兩	1.740	0.400
灰色シャツ地	1ピース	0.069	0.373	0.100
白色シャツ地	〃	0.285	0.702	0.150
棉糸	1ピクル	0.485	2.406	1.000
広幅織物	1チヤンチ (141インチ)	0.712	1.242	0.150
絹 (南京製)	1ピクル	15.276	23.733	
絹 (広東製)	〃	8.576	10.570	
茶	〃	1.279	6.000	2.500
砂糖	〃	0.269	0.475	0.250
棉布	〃	1.844	2.651	1.000

この税率は、アヘン戦争の開始直前、恐らく、一八三〇年代のものであろうと推定されるが、正規の税率に対する実際の課税率は、品目によってかなりの差があるとはいうものの、数倍にもたつする商品があった事が知られるのである。つまり、来航した外国商人、特に、その大半を占めたイギリスの商人は、政府公定の税率よりも、はるかに高率の税を輸出入物資に課せられていたのである。

また、佐々木正哉氏の「粵海関の陋規」(『東洋学報』三四卷)は、

雍正年代における粵海関の陋規とその帰公を論じた專論であるが、そこにも、火耗のほか、樅頭・分頭・担頭・船規などの名目があげられ、こうした名目によって徴収される金額が莫大なものであった事が明らかにされている。佐々木氏によれば、来航の商船一隻について、正税と陋規をあわせて、平均二万兩の収入があったという事である。そして、粵海関においては、雍正三年に陋規の帰公が実施され、これによって、これらの陋規は、国家の正式の税収にくみこまれるのであるが、それ以前にあっては、それらの大部分は、所轄官吏の私的収入であったわけである。粵海関監督が天下第一の美缺といわれるのは、この事に基因するのである。

ところで、船鈔・貨税、更に附加税、あるいは、帰公された陋規、報解された盈余など、国庫の収入となったものの総計が、所謂関税収入である。それらのうち、四海関の収入を特に他と區別して、海関税という事もできるわけであるが、本編の主題にそつて、以下、各海関の関税収入の額を調査してみよう。

まず、康熙会典卷三八関税の条には、江南・浙江・福建・広東の四海関の税額について、

以上四処税銀、因係新設、未有定額、

といっている。これは、同会典が康熙二五年までの行政法規及びその沿革の諸事例を纂修したものである關係上、康熙二三・二四

兩年に創設された右の四海関の税額については、まだ確たる報告をもちえなかつたという事情にもとづくのであろう。ついで、雍正会典卷五二関税の条には、つぎの数字がみえる。

江南海関額税銀 二万三千一十六兩三錢零

浙江海関額税銀 三万二千三十兩六錢零

福建海関額税銀 六万六千五百四十九兩五錢零

広東海関額税銀 四万兩二分

これらの数字は、額税、つまり、規定として徴収すべき税額を示したものであって、実際に徴収された金額では必ずしもなかつたはずである。というのは、雍正帝は、額税を完納したうえ、なお贏余があるならば、その実額を報告する事を命じただけで、贏余の強制的なとりあげを行わず、表面的には、監督らの取得分として、自由な裁量にまかせる方針であったから、右の数字は、必ずしも、徴収された海関税の額を示しているとは考えられないからである。ちなみに、雍正会典の同条にひかれた雍正三年各関額税銀は一百三十五万六百四十七兩三錢五分零である。

ところで、関税に定額があるという事は理屈にあわない。何故ならば、その徴収額は、貿易の好不況によって大きく影響をうけるべきもので、本来はあったからである。しかし、清代においては、関税には、他の諸税と同じく、定額というものがあつて、各監

督官は、必ずそれだけの徴税を行う責務があった。しかも、関税については、更に、正税（船鈔と貨税）に定額があったばかりでなく、定額をこえて徴収された余剰の税銀である贏余銀にも、乾隆一四年になると、雍正一三年の数字を基準として、贏余銀の定額が設けられるのである^④。ついで、乾隆会典則例卷四七関税上の条には、つぎのような数字がならんでいる。

江蘇海関税 七万七千五百九両有奇

浙海関税 八万七千六百五十四両有奇

福建海関税 三十一万四千四百四十八両有奇

広東海関税 五十一万五千一百八十八両有奇

これらは、いずれも、会典纂修の年代から推して、恐らく、乾隆二〇年前後の数字であろうと考えられるが、この推定は、つぎの事実から傍証できるはずである。即ち、前述のとおり、粵海関には「粵海関志」という詳細な史料集があり、その卷一〇税則三の条に、関税収入の統計が記載されている。これは、乾隆一四年一月二六日から道光一八年四月二五日までにいたる期間の関税収入を、ほぼ一年を単位として記録したものであるが、乾隆一四年以前の数字は、すでに同志編纂の道光末年には、案卷が霉爛して利用できない状況にあったという。そして、そこにみえる数字のなかで、前掲乾隆会典則例が、粵海関の関税として記録す

る五十一万五千一百八十八両有奇に最も近いのは、乾隆一八年一月二六日から翌一九年一月二五日までの、五十一万五千三百十八両三分九釐であるところから、会典則例の記録する数字は、乾隆二〇年頃のものであろうとの推定がなりたつのである。なお、粵海関における関税徴収額の変動は、別表のとおりである。

以上のように、海関税の徴収は、康熙二三年以後にはじまるが、雍正時代において、その徴収総額は、額税のみで十数万両、ついで乾隆二〇年前後には、百万両近くにもなっていた。しかも、別表にみられるとおり、粵海関だけをとってみても、乾隆一五年以降、常に四・五十万両以上、乾隆末期には屢々百万両をこえる巨額にたっていたのである。前掲の百瀬氏作製の表によれば、関税収入は、乾隆一八年に四百三十万両^⑤、乾隆一三年に五百四十万両であったというから、粵海関の関税収入は、この頃、全関税収入の約一割にあたっており、清朝の関税収入のなかでも重要な部分を占め、ひいては、国家財政にとって無視しえない財源であった事は、容易に理解できるはずである。では、徴収された海関税はどういうふうに使われたのであろうか。最後に、この問題に触れておきたい。

海関税の徴収は、前述のとおり、各監督の責務であり、監督は、属員や家人を口岸に派遣して徴税にあたらせるか、官許の貿易商

人である公行に代行させるのが常態であったが、その結果は、戸部に報告しなければならなかった。即ち、嘉慶会典例卷一六戸部貴州清吏司の条によると、徴収した税銀は、江海・閩海の両関にあつては、四季ごとに報告し、一年ごとに全数をまとめて戸部へ送付する規定であり、浙海・粵海の二関では、年度のおわりに、徴収税銀を決算して戸部に報告するとともに、銀両を輸送しなければならなかったという事であった。いずれにせよ、各海関の監督は、関税の実徴額を戸部に報告し、且つ税銀を国都である北京へ送りとどけるべき責務をもっていたのである。

しかし、現実には、税銀は、必ずしも、すべて北京へ解送されていたわけではなかったようである。たとえば、雍正三年八月一日付、江蘇巡撫張楷の上奏（史料一〇轉）によると、京口將軍何天培が江海関の税務を署理していた雍正二年六月一日から翌三年五月十日までの期間に徴収した正額銀・贏余銀とも布政司庫に納められたといっている。ついで、雍正五年閏三月一日付の広東巡撫楊文乾の上奏（史料一一轉）には、

…広東粵海関稅務、於正月二十三日已滿、計去年洋船僅到七隻、正額銀四萬三千七百五十兩、俱發布政司收庫、羨餘銀四萬八千零、委員解送內部交納、已發起身、…

とある。つまり、正税は布政司庫に納め、羨余銀は北京に解送し

たというわけである。前述のように、粵海関における火耗の掃公は雍正三年にはじまり、また、規定額以上に徴収された税銀^④羨余銀の報解もまた、雍正帝以来の一貫した方針であったから、ここにいう羨余銀の北京解送は、雍正初年以來の慣行であつたのであろうが、正税を布政司の倉庫に納めるという慣行が何時頃でぎたかは不明である。また、雍正五年四月四日にだされた鎮海將軍署理福建巡撫毛文銓の上奏（史料一〇轉）には、雍正四年正月二七日から翌五年正月二六日までの一年間に、閩海関において徴収した正税六万六千五百四十九兩余は布政司の倉庫に解貯する一方、各項の贏余銀五万五千四百兩余は、現に管関の泉州府知府張無咎に命じて、すみやかに戸部へ運送し、内府に転交せしめつつあるむね記載されている。粵海関の例と同じく、正税は布政司庫に納め、羨余銀は北京に送り、内廷の消費にあてられていたわけである。更に、雍正六年六月四日付、福建巡撫今調雲南巡撫常賚の上奏（史料一八轉）には、雍正五年八月二日、彼が閩海関稅務を兼管して以來の税銀の処置について、このようにいっている。

…除取正稅銀陸万陸千伍百肆拾玖兩零、發司充餉外、夷盈餘銀陸万捌千捌百玖拾壹兩、較之上年、計多盈銀毛万零千有零、現差把總章琳、領解戶部訖、…

これによると、正税を布政司庫に納め、羨余銀を戸部に解送し

たのは、前例と同じであるが、藩庫に収納された正税の支途として、充餉¹軍隊の糧食購買があげられている事に注目する必要があるろう。

このように、雍正時代には、各海関とも、正税は布政司庫に納め、羨余銀は北京に送る慣行がほぼ成立していたと思われるが、これが乾隆年間にはいっても同様であった事は、つぎの記載によってうかがえる。即ち、福州將軍兼管閩海関事務新柱の上奏である。

…(閩)海関毎年額徵正課六万六千餘兩、係按季解交藩庫收存、其銅餉脚備及盈餘正耗、約計每年一十七万八千餘兩、係年底解赴戶部、…(實錄乾隆八年七月)

ただ、乾隆年代については、「清雍正朝関税史料」というような恰好の史料集がないから、幾つもの事例をあげて証明する事は不可能であるけれども、各海関とも、その関税の処理について、雍正時代とそれほどの相違はなかったのではないかと想像できる。少くとも、何らかの制度上の改革が行われた事を確認するにたる史料の存在は知られていない。

ところで、海関税を充餉する例であるが、この例は浙海関についても認められる。雍正七年正月二二日付、浙江総督管巡撫事李衛の奏摺(硃批諭旨)の一節には、つぎのようにある。

…浙江海関一処税糧、自設立以來、俱留充本地兵餉、向無解部、…つまり、浙海関においては、康熙二四年の設立以來、関税をもつて充餉していたというわけである。

しかし、海関税の充餉は、やがて、乾隆五六年になると、正税のみにとどまらず、従来は戶部へ送られていた羨余銀までが、そのために支出されるようになった。實錄乾隆五六年一二月甲寅の条にみえる上諭にいう。

又諭、福建額徵地丁銀兩、為數較少、該省必需兵餉等項、不敷支放、向由隣近省分協撥濟用、因思閩海関盈餘稅銀、每年俱全數解部、既多運送之煩、而該省應放餉銀、軫須向隣近省分、紛々協濟、辦理殊多周折、所有閩海関盈餘稅銀、嗣後不必解部、即著留於福建藩庫、以備支放兵餉之用、…

海関の税収をもって福建、廣東方面の兵餉をまかない、隣省の転輸協濟の勞を省こうというもくろみを康熙帝がもっていた事は、前掲実録康熙二三年九月甲子の条によって明らかである。そして、この方針にそって、前述のように、各布政司庫に納められた海関税の正税分が、各省の地丁銀兩の存留分とともに、各地方の兵餉充足のための財源とされたと考えられるが、ここにいたって、羨余銀までもが、そのために当該地方にとどめられる事になったわけである。しかも、この決定が閩海関だけを対象としたものでない事について、上諭は、右につづけて、つぎのようにいっている。

…至各省内、如有似此地丁銀兩不敷支放兵餉者、其有閩稅省分、應解稅銀、亦著照此辦理、該部即詳晰查明、分別應解之項、行知各省、一體遵照、

實錄にみえる上論は、これ以上の事に触れていないが、光緒會典事例卷二三七戸部・閩税の条には、この上論にもとずいて查明した結果について、つぎのように記載している。まず、粵海関について、

有閩稅省分額徵地丁不敷之廣東省、毎年費計不敷數目、於粵海関贏餘内、酌籌撥給、

とあり、閩海関の例と同じような方針が、粵海関の贏餘銀に対してもとられるようになった事をつたえている。ついで、他の二つの海関を含む諸関について、つぎのようにいう。

至江西湖北江蘇安徽浙江山東直隸山西等省、額徵地丁、俱有多餘、所有九江・江海・浙海・等関口贏餘銀兩、毋庸留備兵餉、

比較的財政状態のよかつた江西以下の各省においては、各関の贏餘銀を兵餉をおぎなうために使用する事は認められなかつたのである。したがつて、浙海・江海兩関の贏餘銀は、この時期以降、北京に解送されつづけたはずで、廣東・福建兩省の場合が、むしろ例外であつたのであろうが、いづれにせよ、閩税あるいは海関税の正税分及び一部の贏餘分が、兵餉充足のために支出された事實は、注目すべき事柄であるに相違ない。それは、清朝の常関、

特に、海関の性格に論及し、あるいは、より積極的に、清朝の國家的性格を考える場合の、有力な手がかりとなるはずである。

〔附記〕 はじめに記したように、本編は安部博士の「史料集」を整理したものであるが、この史料集を宮崎先生からおおすかりしたのは、五年もまえの事であつた。その間、捨ててかえりみなかつたわけではないが、筆者の興味が別の方向にむいていたため、ついのびのびとなり、しかも、このような中途半端なあたりで発表しなければならなくなつたのは、誠に心苦しい。後日、機会をえて、「清朝海関史」を書く事によつて、この償いをするつもりである。

① 佐久間重男「明代の外國貿易——貢舶貿易の推移——」（和田博士還曆記念東洋史論叢）、「明朝の海禁政策」（『東方学』第六輯）張維華「明代海外貿易簡論」（一九五五年・北京）。

② 浦廉一「清初の選界令の研究」（『広島大学文学部紀要』5）。

③ 乾隆大清會典則例卷一一四兵部・海禁の条に、つぎのようにみえる。康熙二十三年題準、海氛既靖、山東江南浙江廣東各海口、除夾帶違禁貨物、仍照例治罪外、商民人等有欲出洋貿易者、呈明地方官、登記姓名、取具保結、給發執照、將船身格号刊名、令守口官弁察驗、準其出入貿易。

④ 浦廉一氏によれば、康熙二〇年、時の漕運總督蔡天顏は「請開海禁疏」をたてまつつたという事である。（浦廉一・前掲論文一四七頁）。

⑤ 皇朝文獻通考卷三三市糴考・雍正五年及び同七年の条。

⑥ 實錄雍正五年六月丁未の条。

⑦ 實錄乾隆二年正月庚子の条、同二年二月甲申の条、同二年八月丁卯の条など。

⑧ 實錄乾隆二十四年六月丙子の条、同二十四年八月己丑の条、同二十四年八月庚子の条など。

- ⑨ 粵海関志三〇卷。刊本には撰者の名を欠くが、矢野仁一博士によれば、梁廷柟なること疑いなしという。(桑原隲蔵『蒲寿庚の事蹟』二四頁) 職官表・歷年夷船來數・稅則その他の最終紀年が道光一八年であり、凡例中にも「前任督臣廣坤」の語があるところから、後任の兩広總督鄧廷楨の在職末年である道光一十九年頃の撰著と考えられるが、刊行年次は不明である。梁廷柟(嘉慶元年/咸豐二年)は広東省順德縣の人、初期外國通の一人として有名であるが、撰著の動機は、恐らく、阿片問題の緊迫化と何らかの関連をもっていたであろうと、安部博士は推定されている。全巻は、皇朝調典・前代行事・口岸・設官・稅則・奏課・經費・兵備・貢舶・市舶・行商・夷商・雜識の一四部門にわかれ、會典・則例・関冊・澳門紀略・海國聞見録などの成書をはじめ、多くの奏・咨・詳・蒙文を駆使して、粵海関の全機構を歴史的に明らかにしている。
- ⑩ この記述がいかなる史料の裏付をもつかは不明であるが、あるいは、兩朝柔遠記卷二の記載などに拠っているのかも知れない。また、恐らく、この記述によつたのであろうが、彭雨新『清代関稅制度』(一九五六年刊)の八頁にも、ほぼ同様の記載がある。
- ⑪ 編纂の年代は更にくだるが、欽定戶部則例(同治一二年告成)卷三九関稅・各関口岸の条にも、各海関の所属口岸の名が列記されている。
- ⑫ H. B. Morse; *The Chronicles of the East India Company trading to China 1635-1834* 別著 *The International Relations of the Chinese Empire* など。
- ⑬ 光緒會典事例卷三三六戶部・関稅の条。(康熙)二十八年諭、嗣後海差著各差一人。
- ⑭ 實錄康熙八年五月辛亥の条、戶部議覆御史黃敬璣疏言、各省関差欠出、於部曹中、選用賢能、止可為一時破格之舉、行之既久、恐有當求之弊、請如旧例、揀資優異、應如所請、凡関差欠出、將六部官員、論俸咨送聖籤、其差過之員、不准重差、從之。
- ⑮ 實錄康熙二十三年六月己亥の条、九卿等議覆戶科給事中孫蕙疏言、海洋貿易、宜設立專官收稅、應如所請、得旨、海洋貿易、實有益於生民、但創收稅課、若不定例、恐為商賈累、當照関差例、差部院賢能司官前往、酌定期例、…
- ⑯ 光緒會典事例卷三三六戶部・関稅の条。(康熙)二十六年議准、四省海差、一年更代。
- ⑰ 包衣は滿州語「ボーイ」の音訳で、臣僕をさしていう。八旗を内外兩旗にわけ、内旗に属するものを包衣といひ、皇室との關係は最も密接で、一般における家長と世僕の關係に擬せられる。この包衣のうち、上三旗(鑲黃・正黃・正白)に属するものを内務府包衣といつて、内務府の直轄に歸し、他の五旗に属するものは、各王府に分隸する。(『清國行政法』第一卷下二〇〇頁)
- ⑱ H. B. Morse; *Relations* の一五頁にも、内務府旗人が粵海関監督に任命される事についての記事がある。
- ⑲ 實錄乾隆二十二年一月戊戌の条、論軍機大臣等、楊広稟所奏勘定浙海関徵收洋船貨物、酌補額船關稅及機頭等款、并請用内府司員管理関稅一摺、已批該部議奏、及親另摺所奏、所見甚是、…
- ⑳ 香取昌記「清代における関稅贏餘銀兩制定について」(『集刊東洋学』第一四号)。
- ㉑ 實錄雍正元年正月辛卯の条、乾隆會典則例卷四八関稅下の条。
- ㉒ 實錄乾隆八年正月丁巳、同九年七月戊戌の各条。
- ㉓ 粵海関志卷七設官の条、嘉慶十四年六月奉諭旨、粵海関稅務、自乾隆十五年以後、均係監督征收、會同總督題報、迨至五十七年、欽奉特旨、改令監督專管、仍責成該督撫查明、按月造冊、密行咨部、俟期滿覈對、以防弊竇、以嚴鈎稽、…
- ㉔ 同右、光緒會典事例卷二三七戶部・関稅(考覈)の条。
- ㉕ 乾隆會典則例卷四四八関稅下の条。
- ㉖ 皇朝政典類纂卷八六、光緒會典事例卷二二六。
- ㉗ この決定が一時的のものでなかつた事は、光緒會典事例卷三三六戶部・関稅の条に、この規定がみえている事によって明らかならずである。

	来航船数	徴税額(両)		来航船数	徴税額(両)
乾隆14. 12. 26~15. 12. 25	18	466, 940	44. 1. 26~45. 1. 25	25	556, 233
15. 12. 26~16. 11. 25	19	459, 804	45. 1. 26~46. 1. 25	35	581, 802
16. 11. 26~17. 11. 25	25	502, 769	46. 1. 26~46. 12. 25	24	548, 883
17. 11. 26~18. 11. 25	26	514, 810	46. 12. 26~47. 12. 25	14	521, 140
18. 11. 26~19. 10. 25	27	515, 318	47. 12. 26~48. 12. 25	36	797, 861
19. 10. 26~20. 10. 25	22	486, 267	48. 12. 26~49. 11. 25	35	748, 125
20. 10. 26~21. 閏9. 25	15	404, 957	49. 11. 26~50. 11. 25	46	872, 150
21. 閏9. 26~22. 9. 25	7	320, 530	50. 11. 26~51. 10. 25	68	953, 960
22. 9. 26~23. 9. 25	12	370, 037	51. 10. 26~52. 10. 25	73	981, 686
23. 9. 26~24. 8. 25	23	354, 668	52. 10. 26~53. 10. 25	65	1, 036, 999
24. 8. 26~25. 8. 25	13	356, 208	53. 10. 26~54. 9. 25	83	1, 111, 361
25. 8. 26~26. 8. 25	13	382, 610	54. 9. 26~55. 9. 25	59	1, 127, 562
26. 8. 26~27. 7. 25	10	382, 630	55. 9. 26~56. 9. 25	38	995, 882
27. 7. 26~28. 7. 25	17	411, 623	56. 9. 26~57. 8. 25	55	1, 011, 426
28. 7. 26~29. 7. 25	24	474, 336	57. 8. 26~58. 8. 25	44	885, 612
29. 7. 26~30. 6. 25	31	505, 031	58. 8. 26~59. 8. 25	43	972, 946
30. 6. 26~31. 6. 25	30	599, 964	59. 8. 26~60. 7. 25	59	1, 171, 911
31. 6. 26~32. 6. 25	20	546, 736	60. 7. 26~嘉慶1. 7. 25	53	981, 186
32. 6. 26~33. 5. 25	23	547, 102	嘉慶 1. 7. 26~2. 閏6. 25	51	973, 172
33. 5. 26~34. 5. 25	23	548, 306	2. 閏6. 26~3. 6. 25	63	1, 035, 757
34. 5. 26~35. 5. 25	29	590, 063	3. 6. 26~ 4. 6. 25	50	937, 073
35. 5. 26~36. 4. 25	26	578, 066	4. 6. 26~ 5. 5. 25	59	1, 201, 246
36. 4. 26~37. 4. 25	30	591, 997	5. 5. 26~ 6. 5. 25	64	1, 336, 171
37. 4. 26~38. 閏3. 25	28	553, 826	6. 5. 26~ 7. 5. 25	70	1, 540, 773
38. 閏3. 26~39. 3. 25	31	541, 553	7. 5. 26~ 8. 4. 25	84	1, 695, 389
39. 3. 26~40. 3. 25	34	541, 863	8. 4. 26~ 9. 4. 25	77	1, 555, 586
40. 3. 26~41. 2. 25	26	533, 178	9. 4. 26~10. 4. 25	85	1, 641, 971
41. 2. 26~42. 2. 25	39	588, 407	10. 4. 26~11. 3. 25	97	1, 621, 375
42. 2. 26~43. 2. 25	33	588, 453	11. 3. 26~12. 3. 25	96	1, 663, 830
43. 2. 26~44. 1. 25	28	556, 185			

- ⑳ この事実をつたえる史料は非常に多いが、一例として、雍正六年五月二四日付の孔毓珣の奏摺(硃批諭旨)をあげると、前任者楊文乾が家人を関税多き口岸にわかまし胥役とともに徴税にあたらせていたのを、孔毓珣到任とともにあらためたといっている。
- ㉑ 梁嘉彬「広東十三行考」はその專著である。
- ㉒ 百瀬弘「清朝異民族統治に於ける財政經濟政策」(『東亜研究所報』10)
- ㉓ H. B. Morse, "Relations", Page 77.
- ㉔ この七・七七両というのは、徴税の基本単位ともいふべき数値で、船舶はその大きさによって三級にわけられ、第一級船が七・七七両、第二級船が七・一四二両、第三級船が五・〇〇〇両という基本数値にもとずいて、課税されていたという事である。
- ㉕ 雍正七年一〇月二八日付、伝泰の奏摺(硃批諭旨)に、規礼銀を普濟堂の支出のために使用した事をいっているのは、その具体例の一つであろう。
- ㉖ 国朝柔遠記卷四、雍正六年四月、禁案洋船規礼。
- ㉗ 光緒会典事例卷三三九戸部・関税の条(乾隆)二十五年覆准、粵海関一切陋規名色、俱行删除、統作局公字樣、將更定條款、刊榜曉示、如吏胥格外需索、照例嚴懲。
- ㉘ 香坂昌紀・前掲論文。
- ㉙ 同右。
- ㉚ この数字は、乾隆会典則例卷四七戸部・関税上にみえる「直省関税、以乾隆十八年奏銷冊計之、共四百三十二万四千有五兩有奇」によつたのであろう。
- ㉛ 佐々木正哉「粵海関の陋規」(『東洋学報』卷三四)、香坂・前掲論文。また、安部健夫「耗羨提解の研究」

『東洋史研究』一六ノ四)は、地丁錢糧における耗羨の提解について述べたものであるが、関税や塩課についても、この方針は同じであったらしい。雍正七年閏七月二日付の署理広東巡撫印務傳泰の奏摺(硃批諭旨)には、つぎのようになっている。

臣已將前官及臣接任所收正稅贏餘、俱已具疏題報、又分頭担頭一項、及行家繳送先收一半一項、俱已另具批文、解送戶部、轉解內庫訖。…

37 戶部則例卷三九関稅二「贏餘留備」には、広東・粵海関、福建・閩海関における関稅贏餘銀の兵餉への支出に関する、この規定を載せている。

附表 (前頁) 粵海関志卷一〇税則三、卷二四市舶 (歴年夷船來數) の各条によって作製したものである。なお、これとは別に、Morse

Chronicles: vol. 1 の卷末には、一六三五年から一七五三年にかけて、中国に來航したイギリス東インド会社所屬商船の船名、來航場所、トン數、などを記録した詳細な附表がついている。

(本編は佐伯富教授を代表者とする総合研究「宋代社会の基礎的総合的研究」の研究成果の一つである)

追記 香坂昌紀氏の教示によれば、「閩海関造送題咨案例」が静嘉堂文库に所蔵されているという事である。

(東北大学助教授)

Chou-li were naturally the following styles, using the sources of the comments in classics and the above pictorial expressions:

- Ch'ang* (常)……fig. 1-1, 2
Ch'i (旂)……fig. 5-1~10
Chan (旛)……fig. 3-1, 2 left
Wu (物)……fig. 3-6
Ch'i (旗)……fig. 2-4
Yü (旃)……fig. 2-7
Chao (旖)……fig. 1-3
Sui (旆)……fig. 5-1~3, 11, 12, 15~19
Tsing (旌)……fig. 3-4

In addition, we explain the ensigns in the classics and the real styles of the flags and the like used in funeral, and also make reference to the religious origin flags in China—to invite God from Heaven.

Administration of Maritime Customs in the *Ching* 清 Dynasty

by

Takanobu Terada

'History of the Maritime Customs in *Ching* 清' can be roughly divided into two periods; one is in the period of *Kang-hsi* 康熙, *Yung-cheng* 雍正, *Chien-lung* 乾隆, and *Kia-ching* 嘉慶, and the other in the period after the conclusion of the *Nanking* 南京 Treaty in *Tao-kuang* 道光 22, 1842.

This article tries to draw a rough sketch of maritime customs administratioid or institutional history of maritime customs in the first half period, especially treats the organization and system of maritime customs and collection and use of customs, to offer the several materials in consideration of the character of maritime customs in *Ching*.